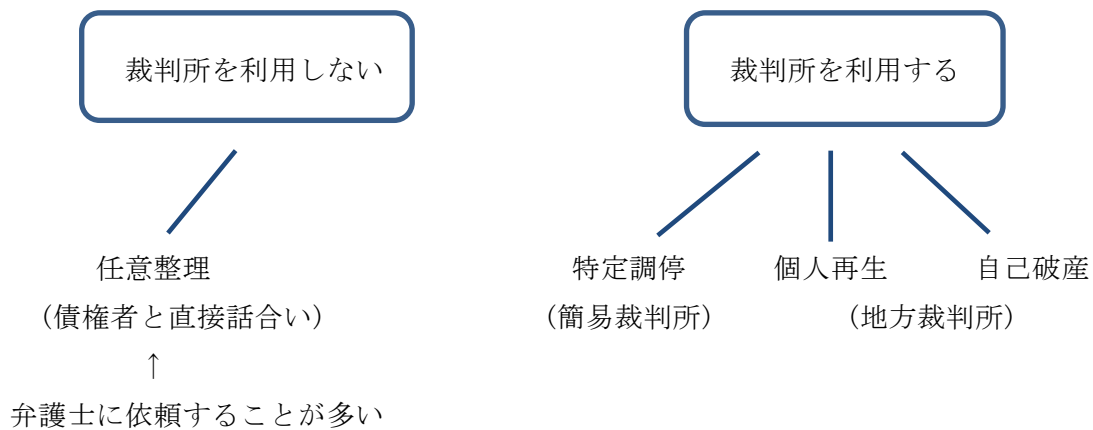


1 借金を整理する手続について

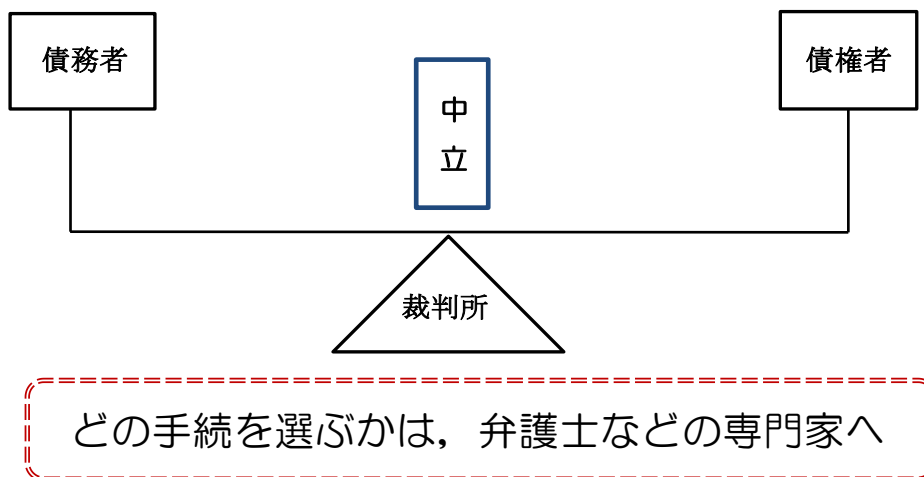
借金やクレジット代金, 保証債務などの多くの支払いをしなくてはいけなくなっている場合, これを「多重債務」と呼びますが, この多重債務を整理する方法には, 大きく分けて次の方法があります。

その1つは裁判所での手続を利用しない方法です。あなたと債権者が直接話合いをして返済方法などについて新たな取決めをするものです。これは「任意整理」といい通常は弁護士などに依頼して行うことが多いようです。

もう1つは裁判所の手続を利用する方法です。これには「特定調停」, 「個人再生」, 「自己破産」の3つがあります。

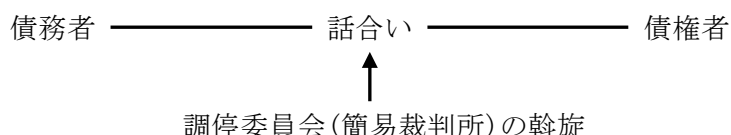


裁判所は, 中立でなければなりませんので, どの手続を選択するかはあなた自身で決めてください。裁判所の受付窓口では, そうした個々の内容や判断を伴う事項についてはお答えすることができませんので, 自分で決めかねている場合は弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。

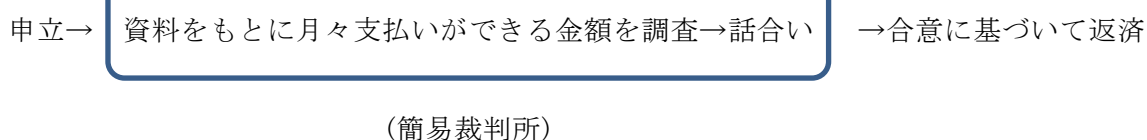


2 特定調停手続について

特定調停とは、調停委員会の斡旋によって、申立人（債務者）と債権者が話し合いをし、返済方法などの新たな取決めをする手続です。



申立てがあると、調停委員会は申立人や債権者が提出した資料によって月々に支払うことができる金額などを調査します。その後、申立人と債権者が裁判所で話し合って返済方法などを決めます。話し合いがまとまると、申立人はその内容に従って返済することになります。



特定調停は話し合いによって解決を図る手続です。債権者が話し合いに応じなければ手続を進めることができませんし、裁判所が支払条件を強制することもできません。月々の返済金額を明らかにした返済計画を立てることも必要です。そうしないと債権者は初めから話し合いのテーブルに着かないことがあるからです。

返済計画の目安として返済期間が3～4年を超えると債権者の納得を得るのが難しいようです。しかし、無理に返済期間を短縮すると調停が成立しても約束通り支払うことができなくなり、給料などの差押えを受けることもあります。そうなれば事態はかえって悪くなりますので、実行可能な返済計画を立てなければなりません。

申立費用は、債権者1名につき1000円程度です。

特定調停の申立てに必要な書類は調停係で用意していますので調停係の窓口でお問い合わせください。

特定調停の費用は債権者1社につき1000円程度

申立に必要な書類は簡易裁判所の調停係へ

3 個人再生手続について

個人再生手続とは、借入金などの返済ができなくなるなど、経済的に苦しい状況にある個人（債務者）が、将来の給料などの収入によって、債務を分割して返済する計画を立て債権者の意見などを聴いたうえで、その計画を裁判所が認めれば、その計画に従った返済をすることによって、残りの債務が免除される手続です。

個人再生手続には2つの手続があります。1つは自営業者の方などを対象とした小規模個人再生手続で、もう1つはサラリーマンの方などを対象とした給与所得者等再生手続です。

これらの申立てができるのは、今後継続的な収入の見込みがあり、住宅ローンを除いた債務額が5000万円を超えない方です。このうち、給与所得者等再生手続の申立ては給料など定期的で安定した収入の見込みがある方に限られます。

個人再生手続：債務額を圧縮して、将来の収入で分割返済する手続

住宅ローンを除いた債務が5000万円を超えないこと

┌ 自営業者：小規模個人再生手続……将来継続的な収入があること

└ サラリーマン等：給与所得者等再生手続……定期的で安定した収入があること

裁判所に納める費用は、約14万円、手続は7か月程度

小規模個人再生手続の場合、住宅ローンを除いた債務額が100万円以下のときは債務の全額を、100万円から1500万円以下のときはその額の5分の1と100万円を比べて多い額以上を、1500万円を超え3000万円以下のときは300万円を、3000万円を超え5000万円以下のときは債務総額の10分の1を原則3年の分割払で支払わなければなりません。この支払いをするについては債権者の半分の賛成が必要です。

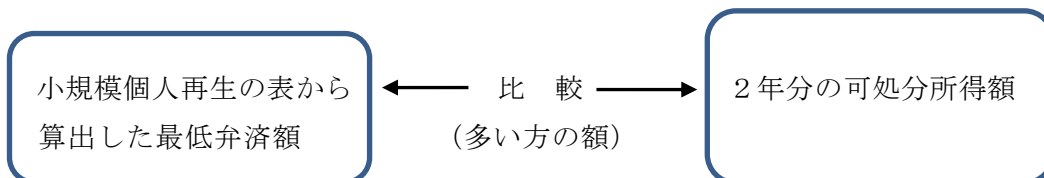
※小規模個人再生の最低弁済額

担保のない債務総額	最低弁済額の基準（目安）
100万円未満	債務総額
100万円～500万円以下	100万円
500万円超～1500万円以下	債務総額の1/5
1500万円超～3000万円以下	300万円
3000万円超～5000万円以下	債務総額の1/10

給与所得者等再生の場合、過去2年間の収入の額をもとにして、可処分所得の2年分の額を算出し、可処分所得2年分の額と小規模個人再生手続の場合に支払わなければならない額とを

比べて、多い方を原則として3年の分割払で支払っていくことになります。この支払額については、債権者の意見を聴くことになります。

※給与所得者等再生の最低弁済額



住宅ローンを組んだ債権者と話し合って返済計画を立て直すこともできます。この返済計画のことを住宅資金特別条項といいます。住宅資金特別条項を定めた再生計画案が認可されて再生計画通りに支払をすれば住宅を失わずに済みます。

住宅ローン債権者と話し合って返済計画の組み直しができる
→組み直した約束どおり返済すれば、住宅を失わなくても済む

個人再生手続は、申立人が主体となって手続を進めていかなければならない制度ですので、申立書のほか、財産目録、清算価値算出シート、可処分所得額算出シート、財産状況等報告書、再生計画案、返済総額算出シート、返済計画表など、複雑でたくさんの書類を裁判所が定めた期間に提出する必要があるため、それができないとそれまでの手続がすべて無駄になることもあります。

申立てがあると個人再生委員を選任して手続を進めますが、個人再生委員は申立人の代理人ではなく、中立・公平な立場の人で、主な職務内容は、申立人と面談して収支や財産の状況を確認したり、申立人が再生計画案を作成するに際し、助言を行うなどのほか、申立人にとっては、再生手続進行を認めるべきでない事情等が判明した場合には裁判所に報告することになっています。

あくまでも申立人が主体となって書類を作成しなくてはなりませんから、当初、自分が期待していた結果にはならない可能性もあります。弁護士に依頼せずに、本人で日常の仕事に従事しながら、個人再生の申立手続を遂行していくことは、実際には相当難しいと思われます。

個人再生手続は、申立人が主体になって進める手続です。

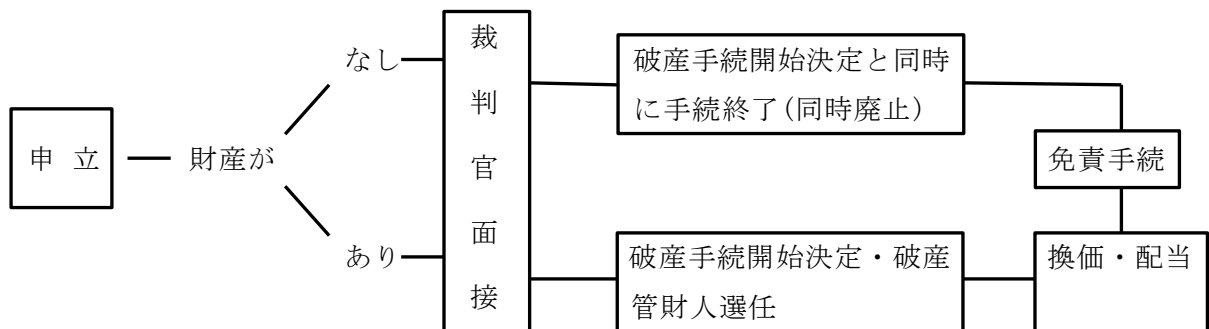
→本人で手続を進めるのは相当難しいので、弁護士等の法律の専門家に相談されることをお勧めします。なお、弁護士費用は別途必要になります。

4 自己破産手続について

破産とは、自分の全財産を充てても、すべての債務を弁済できなくなった場合に、裁判所の手続で債務者の財産を強制的にお金に換えて（換価）、債権者の債権額に応じて公平に分配し、債務を清算する制度です。

破産：債務者のすべての財産をお金に換えて債権者に分配する手続

破産手続は、原則として債権者又は債務者の申立てによって始まり、裁判所は債務者と面接して財産などを調査し、支払不能の状態にある（破産原因）と認めたときには破産手続開始決定をします。通常、裁判所は、破産手続開始決定を行うと同時に破産管財人を選任し、この管財人が債務者のすべての財産を調査・管理し、これを金銭に換えて債権者全員に分配することになります。なお、債務者が自ら申立てる破産のことを自己破産と呼んでいます。債務者の財産が極端に少なく、これを金銭に換えても破産手続の費用にも足りないことが明らかな場合には、裁判所は管財人を選任せず、破産手続開始決定と同時に破産手続を終了させる決定をします。これを破産の「同時廃止」といい、この場合には、債務者の財産を管理したり、金銭に換える手続は行われません。



破産者の支払義務を免除する制度は、「免責」という制度です。破産手続自体は清算を行うにとどまり、借金を支払う責任を免れるためには、別途免責申立ての手続が必要になります。

免責とは、破産手続開始決定までの負債の支払義務を免除すること
(ただし、税金などは支払義務がなくなる)
免責申立てを受けて、破産手続が終わった後に行う手続

免責とは税金などを除き、破産手続開始決定前に負担していた支払義務を法的に免除する手続です。免責の申立てを認める決定が確定(不服の申立ができる期間を過ぎること)すると、破産者が破産手続開始決定前に負担した債務は、一部の例外を除いて支払う責任がなくなります。

しかし、破産者に次のような事情があるときには、免責が認められないことがあります。

- 1 破産財団に属する財産の隠匿、損壊、債権者に不利益な処分をしたこと
(例) 高価な物品(指輪等)を隠したり、所有不動産を廉価売却したなど
- 2 破産手続開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担したこと
(例) 完済の目途がないまま、多数の高利借入をしたなど
- 3 破産手続開始を遅延させる目的で、買い入れた商品を著しく不利益な条件で処分したこと
(例) 換金行為
- 4 特定の債権者にのみ特別の利益を与える目的で、義務なく担保を提供したり、時期が債務者の義務に属さないのに債務を消滅させたりしたこと
(例) 他人のために申立人の所有するものを担保にしたこと(物上保証など)
支払期限が到来していない負債について、返済をしたことなど
- 5 浪費または賭博その他の射倖行為により著しく財産を減少させ、または過大な債務を負担したこと
(例) 収入に比較して不相応な物品購入や高額な飲食等
(例) パチンコ・競馬・競輪・麻雀など
- 6 詐術(破産手続開始の申立前1年以内)を用いた信用取引により財産を取得したこと
(例) 負債額・名前を偽ること等、虚偽の事実を告知したこと
- 7 虚偽の債権者名簿を提出したこと
- 8 裁判所が行う調査に対する説明拒否または虚偽の説明をしたこと
- 9 破産者が次の事由があった日から7年以内に免責許可の申立をしたこと
 - ①以前、破産者が免責許可の申立を行い免責許可が確定した日
 - ②個人再生申立(給与所得者等)事件における再生認可決定が確定した日

以上

免責までには、通常は6か月程度かかります。

破産申立費用は特に財産がない場合約15,000円です。